

- 「平成 20 年度予算編成の基本的考え方について」(H19.6.6
財政制度等審議会建議(地方財政関連部分))

(2 地方財政)

(3) 地域間の財政力格差是正

国と地方の財政状況を比較すると、プライマリー・バランスは、国が▲4.4兆円の赤字であるのに対し、地方は+5.4兆円の黒字となっている⁵。また、債務残高の税収に対する比率は、国が15.3倍であるのに対して地方は3.5倍となっている。さらに、国は債務残高の増加が継続している一方、地方では債務残高が減少している。このように、フロー・ストックの両面で見ても、国は総体としての地方よりも極めて厳しい財政状況にある〔資料Ⅱ-7参照〕。

他方、個別の自治体を見ると、大幅な財源不足額を地方交付税により補填している団体がある一方で、東京都及び23区のように基準財政収入と基準財政需要の差額である財源超過額(1.4兆円)と標準的な地方税収等の25%である留保財源額(1.4兆円)の合計が2.8兆円に達する団体があるなど、地域間の財政力格差が大きくなっている。

こうした財政的な「ゆとり」を背景に、23区においては、児童手当の上乗せや子供の医療費の無料化など、標準的な水準を上回る住民サービスが行われている〔資料Ⅱ-8参照〕。しかも、以下のような事実を鑑みれば、23区において他の自治体よりも効率的な行政が行われているとは言い難い。

- ・ 選挙管理委員会、教育委員会の委員報酬が都内市部の平均額のそれぞれ4倍以上、2倍以上となっている〔資料Ⅱ-9参照〕。
- ・ 23区は、一般市、特例市、中核市及び政令市と比較した場合、所

⁵ 平成19年度において、一部の特別会計等を含むSNA(国民経済計算)ベースのプライマリー・バランスは、国・地方合計で対GDP比▲0.6%の赤字(うち国が▲1.7%の赤字、地方が+1.1%の黒字)と見込まれている。

掌事務が最も少ないにもかかわらず、人口当たり職員数(平均値)は最も多くなっている〔資料Ⅱ-10参照〕。

自治体間の財政力格差の是正については、これまで、国税収入の一定割合等を財源とする地方交付税を通じて、国から地方への垂直的調整により行われてきた。

諸外国における財政調整制度を、国と地方(州を含む)の税源配分と財政調整の手法との関係に着目して整理すると、国が税源の大部分を有した上で、不交付団体を作らずに国からの垂直調整のみで財政調整を行う手法(イギリス、フランス)か、地方が国と同程度の税源を有した上で、主として自治体間の水平調整により財政調整を行う手法(ドイツ、北欧⁶)のいずれかが中心となっている〔資料Ⅱ-11参照〕。

我が国においては、現行交付税法定率の基本である32%を定めた1966年度には約3割であった地方税収の比率が、近年の税源移譲等の結果、ドイツ・北欧並みの4割を超える水準となるなど、地方税財源が相当程度充実してきている。そうした中で、地方税の税収格差が主要国中最大水準となっており、財政調整の必要性が高い。このような状況であるにもかかわらず、不交付団体の財源超過が増加する一方で、国から地方への垂直調整のみにより財政調整を行っており、諸外国と比べて国による財政調整の負担が極めて大規模なものとなる仕組みであるとの問題がある。

こうした点に加え、「基本方針2006」において、不交付団体の増加が政府の目標となっていることも踏まえれば、不交付団体も含めた格差是正を行うため、「11月建議」でも指摘した通り、地方税のうちでも地

⁶ スウェーデンの平衡交付金制度は、以前は富裕団体からの拠出金を財源とする水平調整制度であったが、2005年の制度改革により国からの既存一般補助金を統合した結果、金額的には垂直調整部分が水平調整部分を上回っている。

域間の偏在性が大きい地方法人二税(法人住民税及び法人事業税)について、地方消費税における地域間の清算システムや、東京都における財政調整制度などを参考にしつつ、偏在性是正のための具体的な仕組みを検討するとともに、諸外国の事例も参考にしつつ、自治体間の水平的な財政調整制度の導入についても検討が行われるべきである。

(4) 地方向け補助金・負担金の整理合理化

地方向け補助金・負担金については、三位一体改革を通じて4兆円を超える改革が行われるなど整理合理化が強力に進められてきたものの、その総額は10年前とほぼ同じ19兆円となっている(平成19年度予算)。これは、少子高齢化に伴う社会保障関連の国の負担金が年々増加してきたことを主な要因としており、社会保障関連の補助金・負担金は、全体の金額の約3分の2を占めるとともに、今後も趨勢的に増加が見込まれている(資料Ⅱ-12参照)。

今後は、地方分権改革推進委員会において行われている各分野における国と地方の役割分担に係る議論などを踏まえつつ、地方向け補助金・負担金の整理合理化に一層精力的に取り組むべきである。その際、社会保障をはじめとするあらゆる分野にわたって、制度改正も含めた改革に取り組む必要がある。また、国・地方を通じた行政のスリム化の観点から事務・事業の見直しを厳格に行うべきであり、納税者の視点に立って、不要なものについては事業そのものを廃止することが重要である。

東京都 23 区の子育て等に関する上乗せ施策の例(各区 HP 等より)

児童手当の上乗せ : 5区(千代田、中央、新宿、品川、江戸川)で実施

	対 象	支 給 月 額	所得制限
国 の 制 度	小学校 6 年生(12 歳以下)まで	第 1 子、第 2 子:5,000 円 第 3 子以降:10,000 円 (※ 0 歳から 3 歳未満:一律 10,000 円)	有
千 代 田 区	妊娠 15 週目以降 ～高校 3 年生(18 歳以下)まで	国の制度に同じ (※ 妊娠期間中は一律 5,000 円)	無
中央、新宿区	中学校 3 年生(15 歳以下)まで	国の制度に同じ	有
品 川 区	国の制度に同じ	国の制度に同じ	無
江 戸 川 区	1 歳未満の乳児	国の制度とは別途一律 13,000 円 (認証保育所等に乳児を預けていない人 等)	有

子供の医療費無料化 : 23区全てで実施(所得制限無し)

国の医療保険制度	0 歳～3 歳まで 2 割負担、3 歳以上 3 割負担
22区(板橋区以外)	15 歳まで(※)自己負担無し
板橋区	12 歳まで自己負担無し

※ 通院の場合は、江戸川区は 12 歳まで、江東区は 9 歳まで、足立区は 6 歳まで。

2007(平成19)年2月26日(水) 読売新聞(朝刊)35面
「検証の仕組みなし 23区行政委員高額報酬」より抜粋

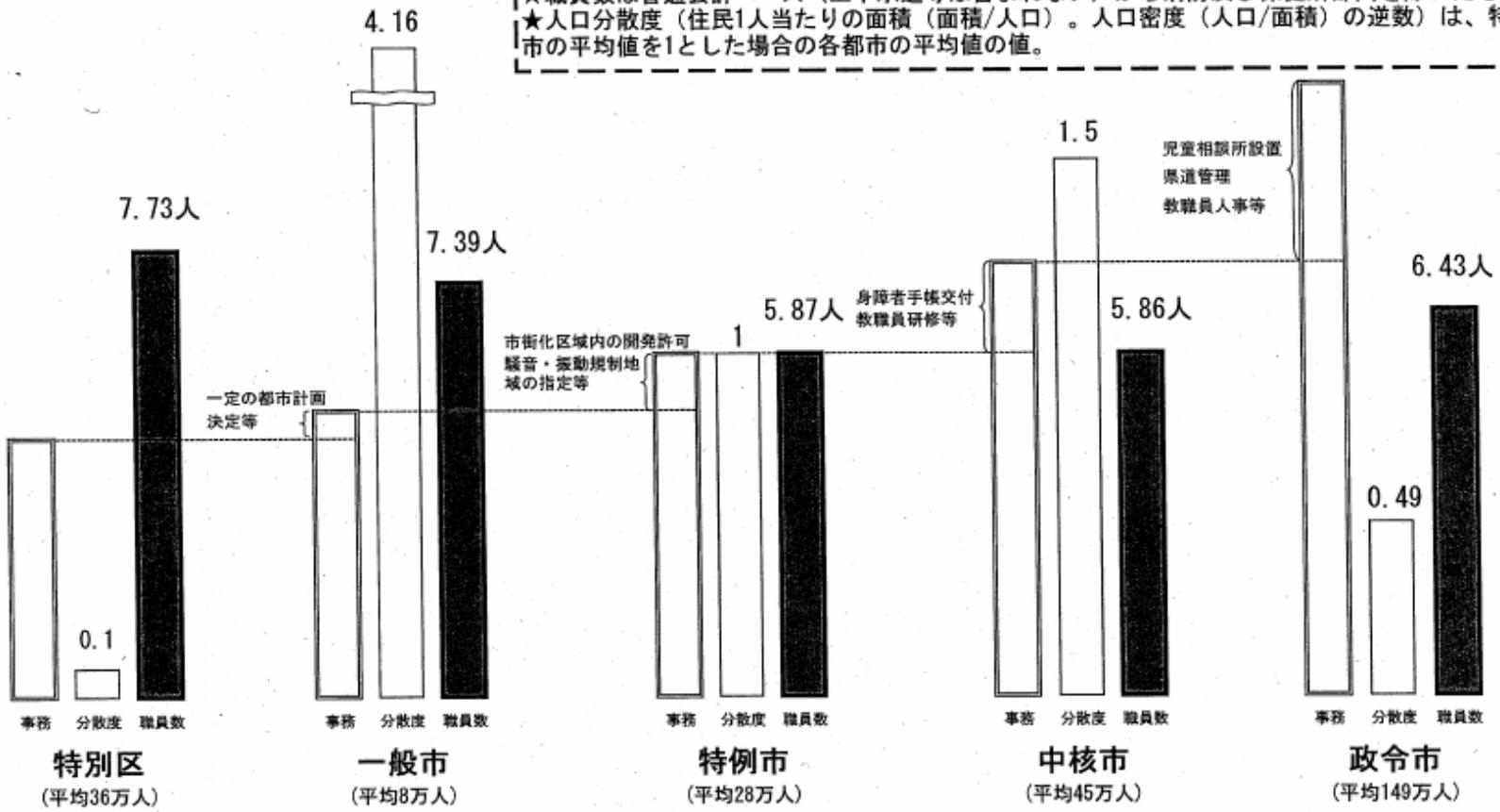
教育委員会と選管委員会の月額報酬と開催状況

自治体名	教育委員 開催数	教育 委員会 開催数	選挙管理 委員	選挙管理 委員会 開催数
千代田区	250000	2.1	250000	3.0
中央区	246000	1.3	246000	1.8
港区	246000	2.1	246000	2.4
新宿区	249000	1.8	249000	2.1
文京区	230900	1.7	230900	3.2
台東区	229800	1.5	229800	2.8
墨田区	238900	2.3	238900	2.1
江東区	233000	1.8	233000	2.3
品川区	238000	2.2	238000	2.6
目黒区	227000	3.8	227000	4.7
大田区	247000	1.6	247000	2.6
世田谷区	244000	2.1	244000	3.4
渋谷区	267000	2.9	267000	2.3
中野区	294000	2.0	255000	3.3
杉並区	242000	2.0	242000	3.7
豊島区	234000	2.1	234000	3.8
北区	275000	1.7	275000	1.5
荒川区	240000	1.3	240000	2.9
板橋区	249000	2.0	249000	2.6
練馬区	247000	2.9	247000	3.2
足立区	236000	1.2	236000	2.4
葛飾区	223000	2.1	223000	2.7
江戸川区	253000	2.3	220000	3.3
八王子市	118000	1.8	67000	1.1
立川市	123000	2.2	70000	1.6
武蔵野市	158000	1.3	67200	2.2
三鷹市	115500	1.4	70500	1.8
青梅市	122000	1.4	62000	1.7
府中市	123000	1.2	75000	1.5
昭島市	178000	1.1	78500	2.1
調布市	125700	2.0	70500	1.8
町田市	121000	1.3	74000	2.2
小金井市	115000	1.2	67000	1.8
小平市	110000	1.1	70000	1.7
日野市	146000	1.0	69500	2.5
東村山市	89600	1.4	44300	1.8
国分寺市	96000	1.5	64000	2.1
国立市	102000	1.3	59000	1.6
福生市	75000	1.1	45000	1.8
狛江市	84800	1.1	49100	1.9
東大和市	82200	1.2	46900	1.9
清瀬市	86000	1.1	55000	1.7
東久留米市	103500	1.1	53500	1.3
武蔵村山市	84000	1.2	61500	1.8
多摩市	101300	1.1	59000	1.8
稲城市	75000	1.2	45000	1.8
狛江市	79000	1.1	42000	1.8
みさき野市	75000	1.2	44500	2.0
東東京市	93000	1.3	53700	1.7

(月額報酬の単位は円、委員会開催数は05年度の月平均)

基礎的自治体の「事務量及び人口分散度」と「人口1000人あたり職員数」の比較

前提
 ★職員数は普通会計ベース（上下水道等は含まれない）から消防及び保健所部門を除いたもの。
 ★人口分散度（住民1人当たりの面積（面積/人口）。人口密度（人口/面積）の逆数）は、特例市の平均値を1とした場合の各都市の平均値の値。



(出典)
 ・職員数：総務省「平成18年地方公共団体定員管理調査結果」（2006（平18）年4月1日現在）
 ・人口：総務省「住民基本台帳に基づく人口・人口動態及び世帯数（2006（平18）年3月31日現在）」
 ・面積：総務省「平成18年版全国市町村要覧」